



号外第7号

令和6年4月26日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届
出区域の指定の解除..... 1

告示

広島市告示第248号

令和6年4月26日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年広島市告示第401号で指定している形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
広島市中区江波沖町1589番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
セレン及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去